

(平成22～23年度支援)

原状回復事業事例：宮城県仙台市自動車等破砕物等事案

事案の類型	産業廃棄物処理業者におけるシュレッダーダスト等の不適正処理
事案の場所	宮城県仙台市
行為者	千葉県船橋市内 A社 代表者 C 宮城県多賀城市内 B社 代表者 D 千葉県船橋市内 B社 元代表者 E
規模及び種類	投棄面積；約2,025m ² 投棄量；約15,650m ³ 自動車等破砕物(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)、燃えがら等
支障のおそれ	当該廃棄物は重金属等を含有しており、廃棄物の飛散による土壤汚染が生じ、また、廃棄物の崩落、地下水汚染やさらなる土壤汚染が生じるおそれがある。
対策工の概要	当該自動車等破砕物については、重金属が多量に含有していることから、全量撤去し、管理型処分場へ埋立処分した。
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量 15,823.93t (内訳：自動車等破砕物15,609.29t、燃えがら214.64t)
代執行費用	225,586,420円
支援した資金額	146,241,000円

代執行前



【事案概要】

A社は、平成5年に産業廃棄物処分許可（焼却）を取得し、当該事業場にて主に自動車等破砕物を受け入れて処分を行ってきたが、平成7年9月頃から、保管量が徐々に増加していった。また、平成11年1月には焼却施設の排ガス測定（自主測定）において、ダイオキシン類の濃度が基準値を超過した。

また、B社は、平成14年に仙台市内で産業廃棄物処分許可（圧縮減容、乾溜油化）の許可を取得した。平成15年5月、A社は事業を廃止し、B社は当該事業場へ移転し自動車等破砕物の処理を行ってきた。

なお、行為者Cは、A社及びB社の実質的な経営者とみなされている。

平成17年4月、市はB社に対して改善命令を発出し、B社は改善に取り組んできたが平成19年7月以降は処理が行われなくなった。平成22年9月、市は、2法人、3個人に対して措置命令を発出したが是正措置が取られなかったため、平成22～23年度に行政代執行により支障の除去を行った。

事業にあたっては、排出事業者から30,597,712円の協力金を得ることができた。

代執行後



